

お客様各位

福島信用金庫

出資金残高証明書発行手数料の免除について

日頃より福島信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
この度、当金庫会員の皆様からお預かりした出資金につきまして、令和3年9月1日より出資証券を不発行とし電子データによる一元管理といたします。

出資金残高につきましては、例年同様に年1回「出資金残高通知書兼配当金支払通知書（兼領収書）」をお送りさせていただきますが、紛失等によりあらためて「出資金残高証明書」の発行ご請求の際に申し受ける手数料につきましては、以下の通りの取扱いとさせていただきます。

今後ともお客様にご満足いただけるよう、さらなるサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 免除する手数料

「出資金残高証明書発行手数料」の全額免除

2. 免除期間

令和3年9月1日から当面の間

以上